

平成27年度 第2回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会  
結果概要

- 1 日時 平成28年2月16日（火）午前10時～12時
- 2 場所 埼玉教育会館 201会議室
- 3 出席委員  
高橋委員、國松委員、勝又委員、玉水委員、千葉委員  
荻原委員、金川委員、柳瀬委員  
出席： 8名  
欠席： 3名
- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 会議概要
  - (1) あいさつ
  - (2) 議事
    - ① 福祉のまちづくり関連事業  
平成27年度事業実績見込及び平成28年度事業計画(案)
    - ② 障害者差別解消法について
    - ③ その他

※ 主な内容は別紙「会議概要」のとおり。

- 6 その他  
傍聴者 なし

## 会議概要

### ○あいさつ

《福祉政策課長あいさつ》

皆様方には、大変お忙しい中、埼玉県福祉のまちづくり推進協議会に御出席いただきありがとうございます。

また、日頃、本県の福祉行政の推進に格別なる御支援・御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、この4月から障害者差別解消法が施行されます。バリアフリー法に基づくバリアフリー化など不特定多数の障害者を主な対象として行われる措置については、合理的配慮を的確に行うための環境整備として実施に努めることとされています。

また、環境の整備にはハード面のみならず、ソフト面の対応も含まれることがとても重要になります。

今週末から始まる2月定例県議会において、議会の承認をいただい  
てからの確定となりますが、本日の協議会では、ハード・ソフト両  
面の来年度事業計画案について御報告させていただきます。

本日の会議では福祉のまちづくりに関して広く御検討いただき、今  
後県の施策に反映できればと考えております。

ぜひ、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただきますようお願い申  
し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

### ○議事

- 
- 
- 1 福祉のまちづくり関連事業  
平成27年度事業実績見込及び平成28年度事業計画（案）
- 
- 

《事務局》

関係各課担当者から資料1に基づき説明。

《高橋会長》

はい、ありがとうございました。今、資料 1 に基づいて平成 27 年度の事業実績の見込みの部分、28 年度の事業計画についてご説明がありました。委員の皆さんから何かご質問等ありますでしょうか。はい、どうぞお願いします。

《勝又委員》

勝又と申します。よろしく申し上げます。娘は重度の障害がありまして、障害者用駐車場をよく利用します。利用する側として、もちろん車にはステッカーを貼っていますけれど、本当に障害があるんだよという印みたいなもの、本当に認定されていますよという、佐賀県から始まっているパーキングパーミットというのがありますね。それを採用している県があり、埼玉県は川口市と久喜市が登録しているとのことで、他では、かなりの県がそれを導入しているみたいですが、埼玉県では今後この制度を取り入れてもらうことはできるのでしょうか。

《事務局（福祉政策課）》

今、勝又委員からお話のパーキングパーミット制度について委員の方でご案内でない方もいらっしゃるのので、先ずご説明いたします。パーキングパーミット制度というのは、ショッピングセンターなどの障害者用駐車場につきまして、共通の利用証を公共団体等が発行して障害者用駐車場を利用する人を明確にします。利用証をもつ方は、停める時に、例えば車のフロントガラスの所に掛けて、本当に必要とする方のために駐車スペースを確保しておくための制度です。今、お話があったとおり埼玉県では、市町村では川口市と久喜市が、おもいやり駐車場というかたちで導入していますが、県としましては、現在のところ導入は図ってございません。

導入していない理由の一つには、平成 24 年度に調査した結果からです。例えば大型のショッピングセンター等いろんな場所でどういう方が駐車しているのかというようなことを外部に委託して調査をしました。結論から申し上げますと、あまり差がないからです。パーキングパーミットをやっても、パーキングパーミットをやらなくても差がなかった。むしろ問題になってくるのが、私どものほうが進めているとおり、マナーの問題であるということです。

逆にパーキングパーミットをやっている県に、お話を聞いたことがあるのですが、駐車場の確保自体が限られた台数になりますので、逆に利用駐車証を持っている方が停めようとしたところ、他の方がすでに停めているということがある。駐車をする場所がないということで、その駐車スペースから、さらにもっと台数を増やしてほしいというようなご要望があるということでした。いろんな方々がおみえになるので、そこも難しいということから、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県など比較的人口の集中している所は、駐車面積が店舗に対して少ないため、パーキングパーミットを導入するまで、なかなか各施設ができない状況がございますので、制度として設けてございません。

ただ、公共施設につきましては、埼玉県や各市町村等においても、青色駐車場ということで、それぞれ必要になる方が停めていただくような駐車場を明確にしております。埼玉県の施設の場合であれば、駐車をする場合、当然のことながら守衛さんがおりまして、必要な方が必要な所に誘導が図られるというようになっております。商業施設等における普及の状況については、今後、各施設での導入の状況を見ながら、考えていかななくてはいけないのかなと思っております。

#### 《勝又委員》

ありがとうございます。当事者からすると、本当に障害があるのに、後部座席に乗っていると外から見えなかったりして、「本当に障害のある人が乗っているの？」という視線が痛い時があるんですね。本当に障害があるのだけど、自分のお財布からわざわざ相手に手帳を見せることでもない。

駐車場利用者には二種類あるみたいですよ。一つは、怪我をしたり、妊婦さんだったり、少しだけの間、障害者用駐車場が必要で利用する可能性がある人、もう一つは長期的に重度の障害があって障害者用駐車場を長期的に使う人です。それ以外に、どうしても、どうしてもこの人がここに停めいているのかなという時や場面があるんですね。本当にこの方は障害があるのか、内部障害があるのかもしれないけれども、いつもカップルだったりとか、どこか足が悪いのかな、どうなのかなというのが見受けられたり、当たり前のように子どももそれに同乗して乗っていたりというのがあります。各関係機関は、せっかく頑張られているのに、それが反映されないのは、

すごく悲しいかなと思ったので、当事者側からすると、共通利用証は、あったほうが嬉しいなという意見はあります。本当に障害があるんだよというのがあります。

#### 《事務局（福祉政策課）》

そのとおりでございます。一例ですが、イオンレイクタウンは大規模な商業施設で止められる駐車場が1万台程度ありまして、その中に、障害者の方も当然のことながらお買い物に来られます。イオンレイクタウンのやり方は、普通と同じように駐車場の中に入ってきていただいて、障害者用駐車場のところにバーがもともと付いております。止めたい方が来た時に、そこにインターホンが付いており、「私は障害者ですので、この駐車場を使いたいです。」と言うと、そのバーが上がって、車を中に止められます。その後、総合カウンターで利用証をいただき、リモコンを貸与される。今後は貸与されたリモコンで、ご自分でお買い物に来た時に、そのリモコンでバーを上げ下げするという仕組みです。大規模な施設等では、そういう制度を取り入れて、よりいろんなお客様にお買い物を楽しんでいただくという手だてをとっているような状況です。

先程から申し上げているとおり、調査結果からデメリットを挙げますと、利用者が増えて車椅子利用者が止め辛くなってしまいう課題もパーキングパーミット制度にございます。

また、この制度は任意の取り組みになりますから、不正利用を確実に排除できるかということ、そういうこともできません。それから、利用者に申請手続きの負担を強いながら、確実にその駐車場の利用できるかを保証できないなど、そういうデメリット面もあります。

私どものほうも十分その辺りは承知しておりますので、今は導入をしていない東京都、千葉県、神奈川県等と意見交換をしながら、今後、あり方を考えている状況でございます。

#### 《高橋会長》

この協議会でも、24年度に調査して3年ぐらいは毎回議論が出たんですね。今、出来にくい理由の話がされましたけれども、私はやっぱりやるべきだと思います。他の東京都だとか、横浜だとか、千葉だとかに見合うかたちでやっているのと、いつまでも進まない。お互いそういうふうに関わり合っているわけですね。

川口市なんか見てみますと、確かに限られた公共施設が中心で、

あとは大規模なイオン系のショッピングセンターですよね。そうであるんですけども、行政が誘導するとか、誘発するとか、そういう制度がないと結果的に駐車区画は増えないわけですよ。

それから難しいのは、広いスペースを誰が利用できるのかということです。パーキングパーミットは勝又さんがおっしゃったとおり、小さくても、通常の区画でも障害者は優先的に利用できることがメリットなんです。台数がないところは車椅子の利用者が利用できる場所だけしかできないということは起こりうるでしょう。ただ、内部障害の方とか、知的障害の方とか、あるいは発達障害で保護者と一緒に行かないと、なかなか難しいというのもあるので、今の制度だと現実的には利用できない可能性が高い。そこをどうするかというのは、やっぱり考えないといけません。

下肢だけじゃなくて上肢の障害の方でも、障害者用駐車場を利用しないと買い物しにくいとか、そういうことは起こりますね。雨の日、自分の手で傘を広げられないとか、傘が差せないとか起こりますから、やはり幅広く柔軟に捉えていったほうがいい。デメリットばかり出さないでメリットもやっぱり探しながら、うまくいくかいかないか、やってみないと分からないわけで、やれないところは、改善をする余地があるのか、ないのかどうか。

義務的なものではなく、それを皆さんにお願いするかたちになるので、先ほどのマナーアップキャンペーンもいいと思います。青色塗装も非常に有効だと思います。しかし、そういうものと並行しながら、片方やっているからうちのほうはこれだけでいくというのではなく、もっと前向きにいろんな試みはしていかないと、もうすでに3年、前回の調査から経っていて、全国的にも地方都市が中心ですけども、かなり広範囲に連携を取られているわけですよ。

だから、他に、東京なんて構わずに、埼玉県は先に首都圏でいくんだとか、群馬とか、栃木が周りでやっているの、車が確かに多い場所はあるけれど、埼玉県の郊外もいっぱいあるので、制度をつくってもやれるところしか進められないので、あるいは、やれる自治体が手を挙げていかなきゃいけませんから、私はもっと前向きに捉えていかなくてはいけないのではないかと思います。

いつまでも24年度の調査はこうでしたというのは、ちょっと問題があるという感じがしますので、是非お願いしたい。

《事務局（福祉政策課）》

おっしゃるとおり、先程はデメリットだけ申し上げましたが、メリットからすれば、利用対象者が明確になります。今、勝又委員がお話したとおり、内部障害者や妊産婦さん等にとっては、周囲の目を気にしなくて堂々と駐車ができるとか、あるいは健常者にも広く周知されていくことによって、普及啓発の一手法として有効であるということは、私どものほうも十分認識しておりますので、もう少し研究してまいりたいと思います。

#### 《高橋会長》

むしろ、そのようなぶつかり合いがあって、じゃあ、なぜ、あなた停めているのとか、あなた一応歩けるじゃないとか、その時の理由をお互い言い合う、そういうコミュニケーションをとることが、さまざまな障害があるということの理解につながっていくので、そういうシーンが、むしろできたほうがいいように思います。

いつまでも隠すというわけではないけれど、悪いな、悪いなと思っているようにすると、やっぱり共助社会にならないので、むしろそういうシーンを、ただしやっぱり本当に広いスペースが必要な人が必ずいるので、その人たち用の駐車場の確保を合わせて考えなくてはならないということになります。よろしいでしょうか。他は、いかがでしょうか。

#### 《國松委員》

障害者協議会の國松です。今の話、確かに、かつてここで議論したときに、会長は推進派で、僕は反対したんですけど、当時と今がどうなっているのかなというのは、考えるところではあります。と同時にマナーアップキャンペーンというのが、どれだけの効果を発揮しているかというのも、今の話の一方で、答えになるのだろうと思います。

一つ、マナーアップキャンペーンで気になるところは、県の障害者施策推進協議会で議論している、要するに、今ちょうど第4期の障害者支援計画の1年目ですけども、その中にまちづくりという項目はありますが、それを議論するのが地域生活という関係と、安心安全というような関係のところをくくって議論しているところです。そのグループの項目というのは一番多くて、とてもまちづくりの話なんかできるような状況ではないです。

従って、その第4期の障害者計画を見ても、マナーアップキャン

ペーンというの一言も出てこないのです。それだと物事がリンクして進んでいかないなという感じがするので、そこをもっと強化していく必要があるのではないかと。要するに、障害者のその計画とこの福祉のまちづくり、この会の議論がある意味では、その計画のほうに、うまくリンクしていくような流れをつくっていく必要があるのではないかとつくづくと思います。

今日、今の事業の資料の中身を見て感じるのは、色んな所にマナーアップキャンペーンのポスターを掲示したり、色々しているのですが、やはり関係機関にもっともっと働き掛けを強めたほうがいいのではないかなと思います。

例えば、この関係だと2ページに「街で見かける障害者に関するマークの普及啓発」というのがあって、そこに先ほどコンビニのサックスの話なんかもありましたけど、ここで掲示しているのは、あくまでも、マークのポスターなんですよね。やっぱりマナーアップキャンペーンのポスターもコンビニなどになぜ貼らないのかなというのが気になっているんです。

それとやはり駐車場とか自動車の関係ですから、埼玉県には結構自動車の販売会社とか、中古車販売を含めて店舗がたくさんあるので、そういった所に、是非マナーアップキャンペーンの協力をお願いしていただくとか、ガソリンスタンドとか、そういう車両に関係するような所にも、是非、啓発を強めていただきたいなと思います。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。それでは、ご意見は。

《事務局（福祉政策課）》

障害者用マナーアップキャンペーンのポスターですが、私のほうの説明が足りませんでした。埼玉県の指定自動車教習所協会とか、埼玉県自動車販売店協会のほうにも、現在配布をさせていただいているところがございます。

《高橋会長》

他にどうぞ、ご意見ありますでしょうか。では、千葉さん。

《千葉委員》

千葉と申します。うちの近くに、ちょっと大きめのショッピング

センターが出来まして、そこに、障害者のための駐車場のマークを見るようになりました。随分いろんなことが変わってきたな、いろんな配慮がなされるようになったなということを感じておりました。これから障害者の方に限らず、車椅子に乗るお年寄りも増えてまいりますので、そのお年寄りのことも考えて、車椅子で利用できる駐車場をもっともっとこれからも普及していかなくてはいけないのかなと思っております。

そういう点では、埼玉県は、よく頑張っていたいただいているので、これからもよろしくお願いします。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。勝又さん。

《勝又委員》

今後もし、障害者用駐車場をつくる計画があったときをお願いしたい点があります。子どもが小さいときは抱っこでよかったんですけど、だんだん車椅子に乗ったまま福祉車両に乗るようになってきて、その時は車からスロープを後ろに出して車椅子を乗せたり降ろしたりします。その時に、例えば特に高速道路とか、自分が他の車にひかれそうになります。

障害者用駐車場を利用すると、軽自動車であれば後ろが飛び出ないけれども、例えばセレナなど普通車であると、車椅子が駐車区画から外に飛び出てしまう。出た所が車の通り道になっている危ないか所がかなりあります。なので、障害者用駐車場をもう少し1メートルでも前に長くつくっていただきたい。スロープは結構1メートルぐらいは出てきます。車椅子と自分が他の車にひかれそうになるので、そのためにわざわざ遠くに停めなくてはいけないという場面も出てきているのです。もし、そういう障害者用駐車場をつくっている関係の方とかいたら、そういうところも配慮していただきたいなと思いました。

また、資料1の2ページ目にフェイスブックのサイト、「はーとふるどあ 埼玉県福祉部」というのがあり、私は「いいね」させてもらっていますけれども、もっと更新をしていただきたいという思いがあります。毎日でもいいと思います。

例えば、3人ぐらい担当の方がいて、今日はこの駐車場を青くしましたというのを、多少活動していると思うので、1年に1回ある

より、100 回ぐらいお知らせする。新聞みたいな感じで捉えてもらえる感覚です。あ、こういう活動をして頑張っているんだなというのが私の中では出てきまして、ホームページだとそのホームページに見に行ってもという方のほうがたぶん多いですが、フェイスブックだと自分の携帯のページに出てきて、いやでも「いいね」をしていれば、そういう記事がアップされて、見ている人が、あ、頑張っているなと思います。

生活は書類で成り立っているわけではなく、やっぱり人間と人間との関係性で成り立っていると思うので、是非、せつかく駐車場とか青くしていただいたりというのを、この書類で知るの、もったいないと思うので、是非、是非、毎日とは言わないですけど、できる時に更新していただくとありがたいです。お願いします。

#### 《事務局（福祉政策課）》

ご意見、ごもっともでございまして、こういうかたちで見ていただいている方から直接ご意見をいただいたのは本当に貴重でございます。私どもの方もページがなかなか更新できておりませんので、今後いろいろな機会を捉えまして普及啓発はやっていかねばならないと思っています。フェイスブックについても、できる限り情報の充実を図っていきたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 《勝又委員》

私のほうも、それをいろいろな方にお知らせして紹介できますので、是非よろしくお願いします。

#### 《高橋会長》

はい、ありがとうございました。作るまではお金を掛けるのですが、更新するメンテナンス費用は、作った時に想定していない。県の職員の方が、簡易に更新できるように、そういう簡易な、いろいろな情報を県民の方々からも情報提供できるようにするといいですよ。是非よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。はい、荻原さん。

#### 《荻原委員》

荻原でございます。先程から伺っていますと、やはりマナーが大切なのかなと思いました。どんなに施設がよくても利用者のマナーがよくなくては駄目なのですね。

子供の小さい時からマナー（思いやり）を学んでいただくことがとても大切だと思いました。私も子供を乗せて運転していると、「お父さん、何でそんなに急に曲がるの？人がいたら危ないじゃない。」とか子供に諷められます。子供に注意されるのは、大人に注意される以上に反省するものです。

例えば。障害者専用の駐車場に車を止めようとする人がいるならば、子どもたちが「駄目よ、そこは障害者の方専用の駐車スペースなんだから。」と。「学校で教わった」「幼稚園で教わった」というような教育は、過去、検討はされていると思います。そういったマナーを是非とも継続的に続けていって障害者の方の気持ちになれる方を一人でも多く増やしていただきたいと思えます。

#### 《高橋会長》

はい、ありがとうございます。  
まさに、そのとおりだと思います。はい、どうぞ。

#### 《勝又委員》

うちの娘は、普通は特別支援学校に行っているのですがけれども 1 学期に 1、2 回、普通の健常のお子さんが通う学校に行っています。今、1 年たって 2 年目に入ったのですが、ほんとに子どもたちがバリアーという言葉を知らないんだと感じていて、ちょっとここ足が危ないからね、とか、小学校 2 年生の男の子が女の子に話してくれたり、福祉と教育というのが、言葉では伝えられないことが、ほんとに伝えられているんだなというのを、障害者になってよかったと思うぐらい、こんなに健常な子どもたちも大切な成長過程の中で、小さい頃から、車椅子の子どもたちと一緒にいるということが、言葉だけじゃなく、ルールはこうだよととても自然で、かわいそうとかではない感じなんですね。

子どもたちが車椅子体験とか、勉強会というよりは、普通に車椅子に触れ合う機会、実際乗ったりすると、こんな感じなんだとか、意外に楽しいなとか、そう思える機会を教育とかに結び付けられたらいいなと思えます。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。  
よろしく願います。他にございますか。

《國松委員》

9 ページの普及啓発関係のユニバーサルデザインの推進事業の中で、私、興味はあるのですが、なかなかいつもこういう機会を逃してしまっているので聞きたいのですが、7月8日ですか、その時は、これはどんな形態で研修会をされたのでしょうか。例えば、講師の方はどなたとか。

《事務局（文化振興課）》

7月8日の研修会ですが、講師は寺島薫先生という方で、対象といたしましては、主に県や市町村の関係各課、それから教育関係の方々です。特に市町村とかですと、県もそうですが、施設や設計とかに携わっているような課の職員で、それから学校の先生も意外に多かったです。

寺島先生の関係ですが、株式会社アークポイントの取締役で、まちづくりをやっていらっしゃる先生です。講演内容としては「全ての人に平等なまちづくりを目指し、多様な人が参加した取り組み」というものです。ご自身の体験なども含めながらユニバーサルデザイン全般のこと、それから実際に確か寺島先生がイランに行って、ユニバーサルデザイン的なこと、どちらかというともバリアフリーに近いのかもしれないですが、そんなこともやっていらした経験なども踏まえてお話いただいたりしました。

《國松委員》

はい、分かりました。ありがとうございます。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。他にございますか。

《千葉委員》

千葉です。先ほど、荻原委員のほうから、小さいときからの教育が大事だという話がありましたが、いま中学生とか高校生とかがボランティアみたいなかたちで、そういう施設に行くようなことがど

の程度普及しているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

《事務局（福祉政策課）》

県社協のほうで県の補助事業としてやっているのですが、市町村社協を通じて、ボランティア体験プログラムというのがあります。その参加者が確か年間 2 万 5 千人ぐらい参加がありまして、年々増えてきているような状況です。プログラムも単なる施設の訪問から、様々な支援など色々用意されているようでございます。

それから、先程の道德の関係でありますけれど、このマナーアップキャンペーンのポスターが文部科学省の道德用教材、「私たちの道德」で活用されております。小学 5、6 年生の、全国の小学校へ配布されております。

参考までにお話しさせていただきました。

《高橋会長》

そうですか、こちらのポスターが。

《事務局（福祉政策課）》

はい。（会議室ホワイトボードにポスターを掲示中）遠くて見えにくいかもしれませんが、幾つかポスターが掲示されている中で、ここに並んでいる中の一つです。

《高橋会長》

埼玉県だけではなく全国版ですか。

《事務局（福祉政策課）》

全国で活用されています。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。

私のほうから、まちづくりの実績について、建築安全課の方に質問させていただきます。前回も報告を度々お聞きかせいただいておりますが、届出件数が 779 件あり、届出をされた後、あるいはバリアフリーの条例もそうですけれども、民間の機関が過半だと思えますけど、そこで確認をして、その後、県のほうにくると思うのですが、県のほうにきた後にどんなようなチェックをされているのか。それ

をまた指定確認検査機関とか、あるいは建築主等に、どんなふうにバリアフリー化の状況をお伝えしているのか、そこはどのような流れになっているか、現状を教えてくださいませんか。

《事務局（建築安全課）》

「バリアフリー法」等に関しましては、今おっしゃったように建築確認という、通常の建築物をつくる際の手続きと連動してきます。その中で図面上の審査を受けまして、「バリアフリー法」と「バリアフリー条例」の規定に適合していなければ、建築工事に着手できない訳ですけれども、そちらの関係につきましては、建築確認の審査をする者のほうで現地の完成したものを検査しに行きます。それで適合していることを確認しなければ最後の合格証というものも出ないかたちになっていますので、この「バリアフリー法」と「バリアフリー条例」の規定に関することは、そこで確認をされているということです。

それが今、高橋会長のおっしゃったような指定確認検査機関で、そちらの審査と検査のほうを行っているものがかなり多くあります。そちらについては、その機関のほうで一応、その内容をチェックしているということにはなります。県のほうでその内容を全てもう一回行って確認するとかというシステムにはなっておりません。

ただ、福祉のまちづくり条例の関係で、別途届出をいただいて、完了検査というかたちで行く場合には、その福祉のまちづくりの内容とバリアフリーの内容も両方現場で目に入りますので、その確認はしているかと思えます。そのときに気になること等があれば、話をするということもあろうと思えます。

《高橋会長》

そうすると福まち条例のほうは、現場確認を全て行っているというふうに理解していいですか。各出先から直接行っていると理解していいですか。

《事務局（建築安全課）》

必ずしも全てというものではないですけれども、少なくとも適合証などを発行したり、更にプレートとかを発行したりとか適合しているものについては現地確認を行っております。

《高橋会長》

適合証の申請がないのが過半だと思います。そうするとチェックは全くしてないというふうに理解していいですか。

《事務局（建築安全課）》

そうですね、行政のほうで改めて見ていません。

《高橋会長》

そうすると、適合証の申請をしない限りは、現場には福祉のまちづくり条例の届出だけで終わっていて、その後の完了時点での福まち条例に適合しているかどうかというところまではやってらっしゃらない、ということでしょうかね。

《事務局（建築安全課）》

そうですね、福祉のまちづくり条例としては、適合するように努めてくださいというのを設計の段階でお伝えする状態で、ただ「バリアフリー法」の対象になるものは、少なくとも第三者である検査機関のほうで現地を確認して、基準への適合を審査しておりますので、その部分は担保されてくることはあります。

《高橋会長》

そう。「バリアフリー法」のほうは、民間の検査確認機関が現地を確認してそれ以上はやっていないという理解でいいですね。

《事務局（建築安全課）》

はい。

《高橋会長》

書類が来たのを確認しておく。証拠書類として残しておくという、そういう話。

《事務局（建築安全課）》

はい。

《高橋会長》

県の方まできたときに。

《事務局（建築安全課）》

民間機関のほうで、処理が終わったら、処理が終わりましたという報告はきます。

《高橋会長》

報告だけですか、書類は来ませんか。チェックシートとか、そういうものはこないのですか。

《事務局（建築安全課）》

チェックシートがあります。

《高橋会長》

法に基づくチェックシートですか。

《事務局（建築安全課）》

法に基づくものが添付されてまいります。

《高橋会長》

添付チェック。それ以上はやってない、見てないということですか。

《事務局（建築安全課）》

はい。

《高橋会長》

その辺がちょっと根底にあるので、本当は少し抜き打ちでも民間の指定確認検査機関が「バリアフリー法」に基づく円滑化基準に適合しているか確認する完了検査を行っているのかどうか、そういうもの、やっぱりやるべきではないかと、これはまったく会長としての意見というよりも個人的意見ですけど、そういうもの、やっぱりやっていかないと、なかなか改善しないという実態が現状にあるんですね。

ほとんど民間の方々も、今、プロパーの方が多いので、私たちの調査で、設計者から出てきたものをそのまま受け取るというかたちで、ほとんど調べられてない状況であると分かってきています。

できれば、しかるべき機会にそんなことをやっておいたらどうか。

福まち条例については、やはり一応県の政策なので、それぞれの出先で全ては出来ないかもしれませんが、ある一定の規模以上のものについては、やるようにしていったほうがいいのではないかと。だから例えば「バリアフリー条例と福まち条例が重なっている物件については現地を見ますよ」とか。超えているものは小規模になるので、そこはしょうがないかもしれませんが、そんなようなやり方なんかもして、少し適合率を増やしていくような方向に向かってもいいのではないかという感じがいたします。少しご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

《事務局（建築安全課）》

先程のバリアフリーの関係で指定機関のほうで、ちゃんと見ているのかというご意見でしたけども、確かにそういう場合もあって、抜き打ちでの立ち入り等につきましては、バリアフリーに関わらず「建築基準法」の元々の法規のほうに関しても抜き打ちということと、現地というよりは、指定機関のほうの立ち入り検査等をして、不適切な処理については、ちゃんと確認をしてくださいということと、改めて指導をするということもやっています。その中で、「バリアフリー法」の審査もこれは不適切なんじゃないですかということがあれば、注意させていただいたり、指定機関の全体会議の中でも、特にバリアフリーの部分は、審査をちゃんとやっていただきたいということで、直接お話を申し上げています。今年度もさせていただきます。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。耐震とか、ほかの基準に比べると、なかなか難しいのですけども、是非、そういう気持ちを持ちながら仕事を進めていただければ大変助かるので、よろしく願いいたします。

《荻原委員》

よろしいですか。

《高橋会長》

はい。荻原さん、お願いします。

### 《荻原委員》

ちょっと不勉強なので教えていただきたいのです。

5 ページの障害者福祉推進課の方にお伺いします。重度障害者居宅改善整備費補助についてですけれども、この所得制限というのが世帯最多収入者の前年所得額が 10 万 500 円以下と書いてございます。これ、10 万円ぐらいの所得の方が例えば複数いても対象になる。しかし、10 万 500 円の方が一人いても対象にならないのでは、不平等だと思います。それならば、世帯の総トータルの所得金額で判断した方が、平等になるのではないかなと思います。

また基準額が 36 万円、これ何の基準なのか、ちょっとよく分からないし、これ自体実際、どういうものに使われているのかという以上 2 点教えていただければと思います。

### 《事務局（障害者福祉推進課）》

所得税額のほうですが、最多収入者の世帯の一番の方、だいたい世帯主の方になろうかと思いますが所得税として納められているものが 10 万 500 円以下の方、それ以上の方がいらっしゃる場合は、この制度は対象とならないということでございます。

ちょっと説明不足で申し訳ございませんでしたが、基準額は 36 万円までを基準といたします。当然、それを越える工事もございます。玄関のスロープの設置ですとか、階段昇降機のリフトなど、100 万円以上したりする工事なんかもございまして、そのうち 36 万円を基準額として、それを 3 分の 1 ずつ県が 12 万円、市町村 12 万円、そして、ご本人が 12 万円負担していただくというところで上限が 36 万円ということになっております。

あと、工事の内容といたしましては、和室ですと車椅子の方がなかなか生活するのが難しいので、洋室に変えるといった場合に、段差の解消ですとか、建具の変更ですとか、36 万円で十分な金額ではないですが、ちょっと大きめの住宅改修を伴うといった工事について対象とすることになっております。

### 《高橋会長》

税金の金額ということなので、個人事業主の場合ですと、これを超えないケースや、ゼロのケースもいっぱい出てくるわけですね。そうすると、かなり広範に利用はできる。これは市町村によって、

利用している市町村とそうではないところと差みたいなのはありませんか。

《事務局（障害者福祉推進課）》

北部の地域の小さい町村などでは、対象者の方が少なくて利用されない、市町村によって案件が出てこないということがございます。大きな市に関しては人口が多いので対象となる方が増えてきますので、毎年もう予算いっぱいまで補助ということになっております。

《高橋会長》

担当者の熱心さにも関わってくるかもしれませんね。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。まだ色々ご質問等あるかと思えますけど、次は議題の重要な差別解消法の施行についてのお知らせということで、こちらは障害者福祉推進課です。

---

---

## 2 障害者差別解消法について

---

---

《事務局（障害者福祉推進課）》

担当者から資料2に基づき説明。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。大変重要なことについて丁寧に説明いただきました。ありがとうございます。これについてご質問等、ございますか。はい、どうぞ。

《國松委員》

今、説明いただいたので何点かあります。10 ページ一番下の「障害者用の駐車スペースに健常者が停車しないようチェックする」と、かなり踏み込んだ、思い切ったことが書いてあったように思いますが、これは結局その施設側がそういうことをするというかたちになるのですか。それがまず一点。

それから、次の 11 ページのところに出ている事例のところ、「聴覚障害者に対してはゆっくり話すことは大切」という、

「大きな声を出したり」というところがちょっと気になりました。聴覚障害者には、全聾もいるけど難聴者もいるでしょう。難聴者は大きい声出さないで、どういうふうにするのかなと、ちょっと気になるところですね。

それと最後のところ、「障害特性によっては、人が多いところに長時間いるとパニックを起こすこともあるため、個室を用意する」と断定的に書かれていますが、これもちょっと気になるなと思いました。ちょっと感じたところでは以上です。

18 ページに相談窓口と解決の仕組みのいろんな図が出ていますね。先程、ハローワークの話も出ましたが、よくある相談がうちにもよく来るんですけども、難病を患っている人は、普段は外からなかなか分からないのですが、就職するという時に、すごい真面目な人はその難病があることを面接時に言ってしまいうんですね。それで就職したためしはないですよ。全然ないです、今まで。でも、相談する側もされる側も大変困る案件ではあるんですね。要するに、言うも言わないもその人次第になるのですけども、やっぱり真面目な人は隠しているという気持ちが強くて、言わないといけないのかなと思いついて入りますね。それで、思い込んで面接時に言ってしまくと、セーフになったためしはない。

僕らはむしろ、そうなるのは分かっているのだから、「それを言わないことで違法とか、そういうことにならない限りは黙っていたほうがいいんじゃないの。」と言う。すると、やっぱり真面目な人は、後で分かってしまうからと、いろんなことを考えるんですね。そういう環境でずっと生活していれば、自然にそうなると思うんですけども、やはりそういう面接や何かあった時にどうしたらいいのかと相談に来られるんですね。「分かったら分かった時の話だよ。」と、僕らは簡単に言うけれども、なかなか本人たちはそうはいかないような問題があって、やっぱりそのへんの問題をきちっとしていかなくてはいけないなと思いました。

《高橋会長》

はい、ありがとうございました。  
幾つかご質問等ありましたけれども、お願いします。

《事務局（障害者福祉推進課）》

まず 10 ページの障害者用駐車スペースについて説明いたします。

これはご質問のとおり、基本的に施設やサービスを提供する側がチェックします。チェックするというのは、常時人を配置するという事ではないですけども、一日のうちに例えば定期的に時間を分けて確認いただく。

ちなみに今、県のほうでも職員対応要領と、それに対応する職員のマニュアルを現在作成しておりますが、その中でもこういったことを記載します。

例えば駐車スペース、この場合は障害者用駐車スペースがあるという前提ですけれども、なかったとしても、例えば建物のなるべく近くは当然来客用なので、職員用とか公用車用はちゃんとどかせるとか、あるいは障害者用の駐車スペースは長時間停めていないかを確認するとか、そういった内容をご案内して対応いただく。あくまでも例でございます。

また合理的配慮は、民間の事業者さんには努力義務となっておりますので、ご紹介して、それを絶対やっていただけないということではないのですが、県のほうで説明会をさせていただく時にイメージしていただく例としてご案内させていただいています。

同じく 11 ページもですが、國松委員のお話は全てそのとおりです。例えば聴覚障害者さんにも、当然その中でさらなる障害特性とかありますが、この資料については、こうした限られた時間の中でイメージいただける代表的なものでご案内しております。当然ながら、その方に少し大きめの音が必要であれば、それを提供することは、前提となります。一番下の個室につきましても、これも民間の事業者さんに、われわれが紹介するに当たっての望ましい例です。なるべくベストの例をご紹介いたします。当然ながら個室がなければ、個室は用意できませんので、椅子を用意するとか、いろんな考え方があると思いますが、ご案内としては、そういった緊張感が持続する方については、少し離れたような対応が必要ですよということを知っていただくものとして、こういった表現をさせていただいているというところです。

さて、18 ページにつきましても、ご質問ではなかったのですが、先ほどのような労働上の話であれば、当然こういう対応が望ましかったとか、言った言わないということで、こういうお話が出たのであれば、労働行政的にはどういった考え方なのかとか、その前にどういう対応をいただけたらよろしいかということ、参考意見として労働行政の方からいただいて、それを事業所の方とかに事業者的

な視点からはこうだと、障害者側としてはこうだと、そういったお話をいただいて、それでは、どういう方法がお互いに一番望ましかったかというようなこととお話いただいてご提供する。また可能であれば、それぞれの所管の団体さん等、そういったことの周知も合わせてお願いするかたちの流れになるかと思われます。

#### 《高橋会長》

今、ご質問があった 11 ページの件につきましては、記述の仕方が、例えば「誤りであり逆効果となる」と書き切ってしまう、このところがまさに問題です。確かに大きな声を出すと、そのことよって、私はちょっと耳が遠いんだよというようなことを他人に知られたくないというお客さんなんかいる可能性はあります。この書き方が、ちょっと断定的なので、そのへんは少し丁寧にしておかないとまずいかなと思います。

先程の個室のケースもケースバイケースな訳ですよ。これも利用者が選択するかたちになるので、そういうような配慮をするとか必要になるかと思ひます。

それから、今の 10 ページ辺りの合理的配慮として期待される例その 1 でも、11 ページその 2 もそうですけども、かなり、どちらかというとな事前的な改善というか、合理的な配慮の表明があつてからというんじゃないくて、当然もう社会として守るべきルールとして、そういうふうになつていかなきゃいけない。このへんのところなども、先程の 8 ページにもありましたけれども、時代の推移だとか様々な条件、進捗状況によつて変わってくるんだということですけど、そのへんのところも少し丁寧なご説明なんかが必要です。これからも説明の機会が多くなつてきますので、お願いをしたいなと思ひます。

他、いかがでしょうか。はい、どうぞ、お願いいたします。

#### 《柳瀬委員》

公募委員の柳瀬と申します。

この 4 月から「障害者差別解消法」を施行されるということで、非常に福祉のまちづくりにとっても追い風になつていくのかなと感じております。先程いろいろ県の施策をご紹介いただいたんですけども、非常に県民のためにしっかり頑張つていただいているなという印象を持っております。

今回また新たに障害者の差別解消法もそうですし、あと、本日は特に話題に出ていないのですけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けても、埼玉県独自で何か目玉になるものができてくるといいなと思っております。

先程、具体的な取り組みということで、A3のペーパーの右のほうに啓発活動で今後、職員に対する研修を実施していくなど具体的なところは、たぶんこれから検討されていくのかなと思いますが、こちらのポイントの中の4ページ・5ページでご説明がありましたとおり、行政機関については、事業者でいう第8条の2項の内容についても義務規定になってくるので、しっかりと説明が求められていくことになると思います。

そのような中で、職員に対する研修は、当然一回で終わるものではないと思うのですけれども、やはり定期的にしっかり繰り返していただいて、ほかの事業者の模範になるような取り組みをしていただきたいなということと、実際にやっていく中で、しっかりできているかどうかのチェックも、していただければいいかと思います。

窓口診断というか、簡単な取り組みから一つひとつチェックしていただいて、さらに高いところを目指していただければと考えております。

#### 《高橋会長》

はい、ありがとうございます。

なかなか実際に運用してみないと難しい部分がある。難しいというか、判断が困ると言いますかね。段差がある場合にはそういう事実、福まちに関係してきますけど、段差だけは最初から取りなさいという感じになっちゃうんですけど、既存の部分とか、新規の部分では残っているようなことが起こり得るとか、あるいは入口が幾つかある所で1か所には段差があるけど、1か所には段差ないという、俺はこっちから通るんだという、そういうような主張が成立するかどうか、いろいろ難しい局面が出てくるかと思っておりますけれども、こういう法律をできる限り、県民の皆さんに周知をしていただいく、まず、そこですよ。

特に市町村がそれぞれのコミュニティー、もちろん障害者団体、当事者団体ももちろんそうですけれども、自治会とか、商工会とか、いろいろなところでできる限り、小さい単位でお知らせするような研修とか、自主的に市町村がやってもらえるといいなという感じが

します。

はい、勝又さん。

#### 《勝又委員》

私は秩父に住んでいるのですけれども、先日、社協さんの企画で、私の子どもの理学療法士さんをお招きして、実際に車椅子体験と、聴覚・視覚障害体験というのを議員さん、秩父市の職員の方々、民生委員さんとか、他に、本当に一般の方も応募されて40人ぐらいで、心のバリアフリーについて勉強しつつ、実体験を踏まえての2時間の講義を受けました。私の場合は、普段、車椅子を押すばかりで乗るという経験がなかなかなくて、今回は、お友達にさせてもらいました。実際に押してもらうと「不安」というのが体で感じられました。県の職員の方々も、この勉強をしていると思うのですけれども、その中で勉強会だけでなく、実際に車椅子に乗るという体験も是非取り入れていただきたいなと思います。

頭で考えているよりもはるかに、体で体験したほうが、あ、怖いよなとか、段差を乗り越える時などに、「すみません、この車椅子、こういうふうになんかガタンとなるんですけど、怖い。」というのがどうしても出てくるんですね。お友達だから大丈夫と思っても不安というのがすごくある。更に、その実習の中に目を伏せて、外まで行くというのもあったんですけど、1メートル行くだけでも、本当に怖くて。そういう体験がいろんな仕事に、この文章というよりかは、あのとき怖かったなという体験がいろんなことに役立つかもしれないので、是非、ユニバーサル検定とかいうのもあるのですが、これは、ホテルの研修とか、新入社員の研修や社員教育とかで使われているところもあるので、2020のパラリンピックでたくさんの障害者をおもてなしするに当たっては、ハードもそうですけど、心のバリアフリーを体験しているから分かることというものもあると思います。秩父市からも一人ユニバーサルマナー検定に行っていたことになりました。もし、県のほうでも行く機会がありましたら、よろしくお願いします。

#### 《高橋会長》

はい、ありがとうございます。

他にございますか。

《國松委員》

國松です。些細なことですけども、障害者差別解消法の資料は結局、外にこれから出るのでですか。

《事務局（障害者福祉推進課）》

すでに使用しているものです。

《國松委員》

先程から文字には、すごくこだわっていて、やっぱり外に出ると、そういうふうに関心するのかなという部分もあって、あえて先程も文字のことで言ったのですが、国連は「差別禁止」というかたちを取っていて、日本は要するに歴史的に後進性の部分があって、「解消」という言葉になっているわけです。「禁止」ではなくてあくまでも「解消」というふうに関心する部分を取らないといけないんじゃないのかなというふうに関心していました。

例えば、ここの4ページが一番下に出ていますけど、四角いところで「差別的取扱いの禁止は法的義務」とか書いてあるのだけでも、もう法的には、要するに解消法なので、やっぱり禁止という言葉はなるべく使わないで、全部、解消にしたほうがいいんじゃないですか。個人的には全部禁止にしてほしいです。

文字というのは、それを表してしまうので、やっぱり、できるだけ、何ていうのかな、外に出したときに大丈夫なように何とかお願いします。以上です。

《高橋会長》

はい、ありがとうございます。元になる内閣府の様々な資料が埼玉県の資料のベースになって使われていると思います。ただし、事例なんかはそれぞれ独自に判断して載せている部分もかなりあるか、まあ、かなりでもないかも知れませんが、そちらの方はご配慮いただきたいと思います。ただ「差別解消法」は逆から見ると、日本の社会では差別があるということ的前提にしている。それを解消する、いつまでもなくならないというんですね、差別というのは。そういうことを法的の中で言っているということは、これが認めているということなんですね。日本国は差別が日本社会にある、それを解消しようよということにも繋がるので、そういう点では前向きにとらえながら解消法を運用していく必要があると思います。それによろ

しいでしょうか、そろそろ時間なので、その他の案件がありましたら、お願いしたいと思います。

---

---

### 3 その他

---

---

《事務局（福祉政策課）》

お手元に参考資料をお配りしてございます。一番最後のところでございますが、圏央道菖蒲パーキングエリアにおける障害者用駐車場等マナーアップキャンペーンについて簡単にご報告させていただきます。平成26年度、第1回目の協議会におきまして高速道路における障害者用駐車場のマナーアップの向上につきまして、ご意見をいただいたところでございます。これを受けまして、参考資料にございますとおり、新たに埼玉県内に開通いたしました圏央道の菖蒲パーキングエリアにおきまして県観光課とNEXCO 東日本が協働で実施している観光イベントに合わせまして、障害者用駐車場の適正利用に係るマナーアップキャンペーンを実施してきたところでございます。また、このキャンペーンに合わせまして多機能トイレの利用のマナーアップの向上に係るチラシも配らせていただいたところでございます。2枚目でございますが、これはNEXCO 東日本が作成した資料でございます。菖蒲パーキングエリア内に設置されている多機能トイレの概要でございます。以上報告を終わります。

《高橋会長》

はい。ありがとうございました。特に、みなさんの方で何かお話しが、ありますでしょうか。それでは、ちょうど時間になりましたので、本年度、第2回の協議会をこれで終了させていただきたいと思っております。熱心な議論をありがとうございました。